

社会福祉法人 立正妙寿会

## 評議員の費用の弁償に関する規程

平成29年6月14日制定

## 評議員の費用弁償に関する規程(案)

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人立正妙寿会（以下「法人」という。）定款第8条に関する事項を定めることを目的とする。

### (評議員)

第2条 本規程の評議員の範囲は定款第2章に規程する。

### (報酬及び旅費日当)

第3条 この法人の評議員に対して、各年度の総額が50万を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 前項の報酬等は法人の定める就業規則、給与規程等関係規程を準用する。

### (評議員会議等旅費日当)

第4条 この法人が定款で定めた評議員会を実施した場合の旅費は別表のとおりとする。

2 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度理事長が決めた額とする。

### (改正)

第5条 この規程の改正は評議員会の議決により行う。

附 則 この規程は、平成29年6月14日から施行する。

### 別表

第4条関係	旅費	会議等開催場所が施設内の場合（1会議等につき）	3,000円
		施設以外の場合（1会議等につき）	その都度決める

社会福祉法人 立正妙寿会

## 役員の方費用の弁償に関する規程

平成29年6月14日改正

## 役員の使用の弁償に関する規程(案)

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人立正妙寿会（以下「法人」という。）定款第21条に関する事項を定めることを目的とする。

### (役員)

第2条 本規程の役員は定款第4章に規程する、次に掲げるものをいう。

- 一 理事
- 二 監事

### (報酬及び旅費日当)

第3条 この法人の役員報酬等は、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の報酬等は法人の定める就業規則、給与規程等関係規程を準用する。

### (役員会議等旅費日当)

第4条 この法人が定款で定めた理事会、監事による監査を実施した場合の旅費は別表のとおりとする。

- 2 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度理事長が決めた額とする。

### (改正)

第5条 この規程の改正は評議員会の議決により行う。

附 則 この規程は、平成25年1月15日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成29年6月14日から施行する。

### 別表

第4条関係	旅費	会議等開催場所が施設内の場合（1会議等につき）	3,000円
		施設以外の場合（1会議等につき）	その都度決める